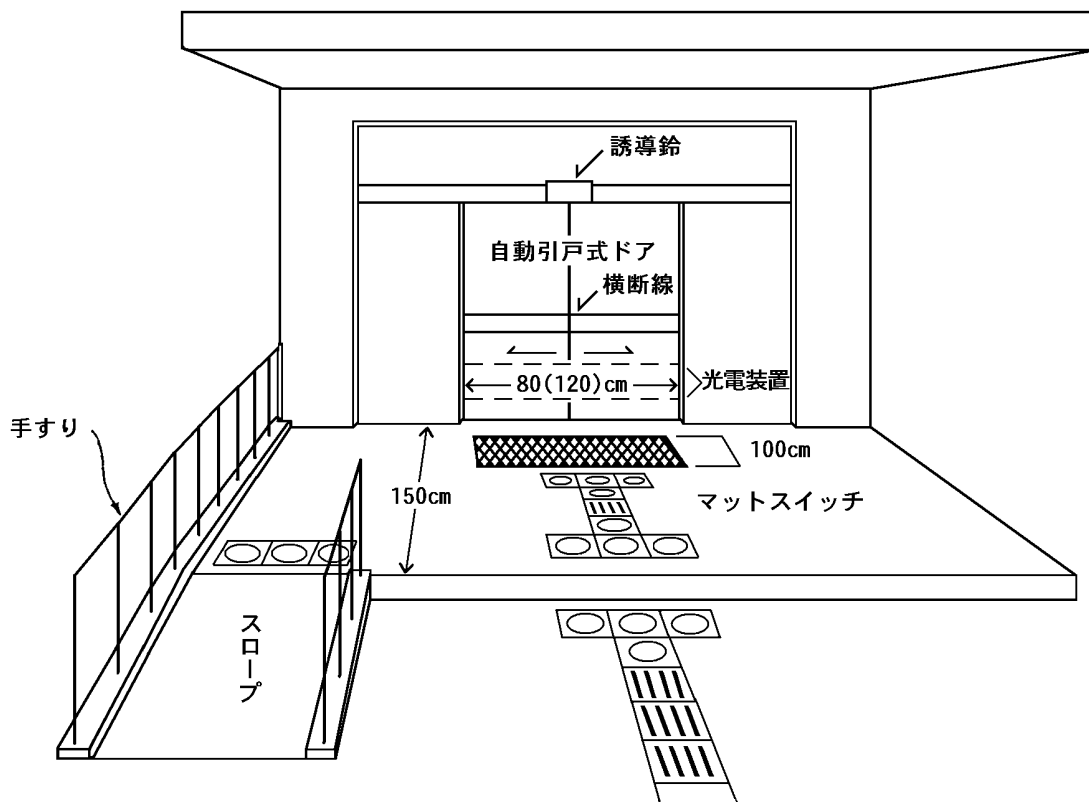


1 外部出入口

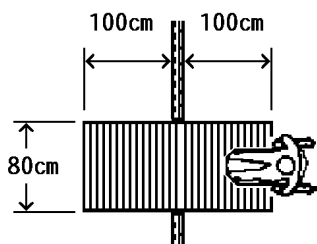
項目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備考
幅	<p>公益的施設を利用する不特定かつ多数の者（以下「利用者」という。）の用に供する出入口であって直接地上または駐車場に通じるもの（以下「外部出入口」という。）のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 幅は、内法が80cm以上であること。</p> <p>● 90cm以上(1以上の直接地上へ通じる出入口は120cm以上)とすること。</p>	<p>・80cmは車いすが通過できる寸法</p>
戸の構造	<p>(二) 戸を設ける場合にあつては、自動的に開閉する構造の戸または車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過することができる構造の戸であること。</p> <p>● 直接地上へ通じる出入口のうち1以上は、幅120cm以上であり、又、自動的に開閉する構造かつその前後に高低差がないこと。</p>	<p>・車いす使用者が通過できない構造の回り扉等を禁止している。</p>
段差解消	<p>(三) 床面には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。</p>	<p>・高低差が1cm程度で車いす使用者に支障とならないもの。</p>
<p>(設計上の参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアの感知域は、マット式の場合も赤外線感知式の場合も100cm以上とし、床面から20cmと60cm程度の位置に安全用光電装置を設ける。 ・自動ドアの開閉速度は、車いす使用者の通行にも支障のない速度とし、戸の開放時間も十分に確保する。 ・自動ドアの場合には、非常用として手動式外開きドアを併設する。 ・ガラスなど透明な材質の戸は、衝突防止のため、床面から50cm程度の位置に幅20cm程度の色付けをする。 ・二重ドアの場合には、その間隔を200cm以上とする。 ・玄関扉の上に盲人用誘導鈴を設ける。 ・ドアの外側には、雨よけとしてひさしを設ける。 ・床面は、滑りにくい仕上げとする。 ・ドアの内外には、150cm×150cm以上の水平面を設ける。 ・玄関マットを敷く場合は、埋込式とする。 		

外部出入口の例

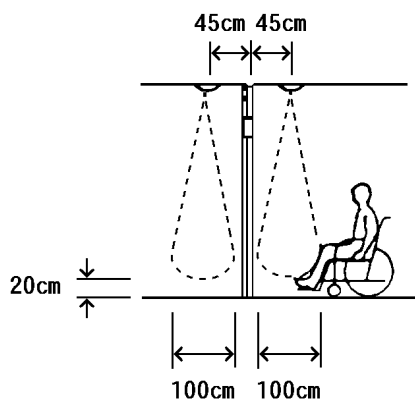


自動ドア感知方式の種類

・ マットスイッチ（床面感知）の例



・ 超音波スイッチ（音波感知）の例



・ 光線スイッチ（光線感知）の例

